

『専門実践教育訓練給付金制度』のご案内

大阪国際福祉専門学校 社会福祉士養成通信課程は、「専門実践教育訓練給付金制度」の対象講座です。

入学・出願をお考えの方で、「専門実践教育訓練給付金制度」のご利用を検討されている方は、受講開始日の1ヶ月前（2022年2月28日（月））までに、ハローワークで受給資格要件をご確認の上、申請の手続きをご自身でおこなってください。支給申請手続きは、入学手続き前でもハローワークにて申請できます。

＜専門実践教育訓練給付金制度に関するご質問については、ハローワークに直接お問い合わせください。＞

専門実践教育訓練給付金の支給対象者

以下の①または②のいずれかに該当する方は、受給資格がございます。なお、ご自身の受給資格の有無については、必ずハローワークにて「支給要件照会」をおこない、ご確認ください。

①雇用保険の被保険者（在職者）

専門実践教育訓練の受講を開始する日^{（注1）}に、雇用保険の被保険者であり、支給要件期間^{（注2）}が3年以上（※）ある方

②雇用保険の被保険者であった方（離職者）

専門実践教育訓練の受講を開始する日^{（注1）}に、雇用保険の被保険者でない方のうち、離職日の翌日から専門実践教育訓練の受講開始までの期間が1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上（※）ある方

※ 原則は3年以上と定められていますが、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については、支給要件期間が2年以上あれば可とされています。また、平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した方についても、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに、通算した被保険者期間が2年以上あれば可とされています。



（注1）専門実践教育訓練の受講を開始する日とは、本校通信課程の場合は入学する年の4月1日です。

（注2）支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用された期間です。他の事業所で雇用されていた方については、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合のみ、他の事業所での雇用期間も支給要件期間に含まれます。

○教育訓練施設名	大阪国際福祉専門学校
○専門実践教育訓練講座名	社会福祉士養成通信課程
○指定番号	77055-171001-7
○受講開始日・修了日	2022年4月1日～2023年9月30日